

誓 約 書

山口県知事 様

飲食店等への営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）の支給申請に当たり、下記の内容について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の支給を受けられないことになっても異議はありません。これにより生じた損害については、申請者が一切の責任を負うものとします。また、必要な場合には、山口県警察本部や税務署等に情報提供することを承諾します。

記

1 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を令和3年8月29日（日）以前から行い、通常20時から5時までの間に営業を行っている店舗であり、山口県からの営業時間短縮の要請に期間中全ての日において協力しました。

なお、営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守し、アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等の感染防止対策を徹底し、協力金の支給要件は全て満たしています。

【要請の期間及び内容】 令和3年8月30日（月）から9月12日（日）（14日間） 5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は19時まで）
--

2 協力金支給申請書及び添付書類の内容に虚偽や不正等はありません。申請書類の内容に関して、調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。また、要件を満たさない事実や、虚偽、不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払い、事業者名の公表に同意します。

3 申請日時点で倒産又は廃業していません。また、申請を行った施設について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がある以前から休業又は営業時間短縮を行っていた店舗ではありません。

4 国の行政機関等が支援金等の支給要件の妥当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で山口県に情報提供（申請者及び提出資料に記載された情報）の依頼があった場合の提供に同意します。

5 協力金の額の算定に係る売上高を証明する書類について、申請日から起算して5年以上保存します。

6 申請者及び役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当及び当方の経営に実質的に関与していません。また、申請内容に含まれる個人情報に次に掲げるものでないことを照会するために、山口県警察に提供することに同意します。

(1) 暴力団員等（山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（山口県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者・氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。